

第八十号議案

東京都海上公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都海上公園条例の一部を改正する条例

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第百七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「別表第四」を「別表第三」に、「を除く」を「に限る」に改める。

第十四条の二第一項中「有料施設」を「有料公園、有料施設若しくは有料用具」に改め、同条中第六項を第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、第一項の利用料金の額から割引した額をもつて定期入場券を発行することができる。

第二十七条第二項中「有料施設」を「有料公園、有料施設若しくは有料用具」に改める。

第三十条の二第二項第一号中「有料公園等」を「有料公園、有料施設又は有料用具」に改める。

第三十条の四第三項中「別表第四」を「別表第三」に、「を除く」を「に限る」に、「別表第三」を「別表第三の」に、「額」を「額の」に改める。

別表第一海浜公園の部東京都立海の森公園の項の次に次のように加える。

東京都立有明親水海浜公園

東京都江東区有明一丁目 東雲一丁目

別表第一緑道公園の部東京都立京浜運河緑道公園の項位置の欄を次のように改める。

東京都品川区東品川五丁目 八潮一丁目 八潮五丁目

別表第一緑道公園の部東京都立有明北緑道公園の項の次に次のように加える。

東京都立晴海緑道公園
東京都中央区晴海四丁目 晴海五丁目

別表第三を次のように改める。

有料施設の利用料

種 別	単 位	利 用 料
駐 車 場	一台一回（二時間以内）	六百元
海上公園係船施設	総トン数一トンにつき二十四時間までごとに	十三円四十銭
海上バス券売所	一平方メートルまでごとに一月	四百六十円

別表第四中二の項を四の項とし、同表一の部若洲海浜公園の項の次に次のように加える。

城南島海浜公園		
キャンプ場	一人一日	三百円
オートキャンプ場	一区画一日	二千円
オートキャンプ場附帯設備	一式一日	五百円

辰巳の森海浜公園	ラグビー練習場	一回（二時間以内）	二万円
----------	---------	-----------	-----

別表第四中一の項を二の項とし、同項の次に次のように加える。

三 有料用具の利用料金

名	称	単位	利用料金
辰巳の森海浜公園	スポーツ用具	一人一式（一時間以内）	百五十円

付記

スポーツ用具とは、フリーテニス、パターゴルフその他の知事が定めるスポーツの用具をいう。

別表第四に一の項として次のように加える。

一 有料公園の利用料金

名	称	単位	利用料金
東京港野鳥公園	入場料	一人一回	四百円

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一緑道公園の部東京都立京浜運河緑道公園の項位置の欄の改正規定 令和四年四月一日
- 二 別表第一海浜公園の部東京都立海の森公園の項の次に次のように加える改正規定 令和四年八月一日
- 三 別表第一緑道公園の部東京都立有明北緑道公園の項の次に次のように加える改正規定 令和四年十月一日

(提案理由)

利用料金制の対象を拡大するとともに、東京都立有明親水海浜公園及び東京都立晴海緑道公園を新設するほか、所要の改正を行う必要がある。